

☆井原市奨学金返還支援補助金交付までの流れ

① 奨学金返還 予定者の登録	<p>☆日本学生支援機構第一種の奨学金を借りて大学等で修学し、卒業後に井原市に住み、常用雇用者（正規職員等）として就業しようと考えている場合は、登録の手続きをして下さい。</p> <p>☆奨学金を借りる前に登録手続きをして下さい。</p> <p>☆大学等に在学中の人で、新たに奨学金を借りようとする人も対象です。（借入期間が12月以上の人に限り。）</p>
↓	
② 大学等で 奨学金 借入の申込み	<p>☆奨学金返還予定者の登録だけでは、奨学金を借りることはできません。必ず、進学先の学校へ奨学金借入に必要な書類を提出して下さい。</p>
↓	
③ 奨学金の貸与 を受けながら、大 学等で修学	<p>☆日本学生支援機構からの奨学金を受けながら、修学。</p> <p>☆大学等の卒業予定日の変更があった場合や退学した場合は、変更の届出を行って下さい。</p>
↓	
常用雇用者 として 就業した届出	<p>☆大学等を卒業後、常用雇用者（正規職員、個人事業主等）として就業した場合は、必要種類を添えて届出をして下さい。</p>
↓	
補助金の 交付申請	<p>☆下記の(1)～(5)の全ての条件を満たす場合に補助金の交付申請をして下さい。</p> <p>☆補助金の交付申請をする時期は、奨学金の返還開始した月から起算して12か月後、24か月後、36か月後、48か月後、60か月後、72か月後の翌月にそれぞれ申請してください。</p> <p>☆補助金額は、日本学生支援機構が定める返還金の月賦で返済する場合の額（額が1万5千円を超える場合は1万5千円）の72月分を1年目、2年目、3年目、4年目、5年目、6年目の6回に分けて補助します。（ただし、奨学金の返還を開始した最初の72月分に限りませす。）</p> <p>(1) 大学等を卒業し、奨学金返還開始月（通常は、大学等卒業の6月後）までに市内に居住しており、引き続き補助金の交付を申請する日まで定住し、かつ、補助金の交付を申請する日以前の1年間において、その期間の2分の1以上の期間、常用雇用者として就業していること。</p> <p>(2) 奨学金の返還に滞納がないこと。</p> <p>(3) 他団体から重複して奨学金の返還支援を受けていないこと。</p> <p>(4) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者でないこと。</p>
↓	
補助金の交付	<p>☆市が交付申請の内容を審査し、補助金を交付します。</p>

① 奨学金返還予定者の
登録について ▶



③ 「奨学金の貸与を
受けながら、大学等
で修学」以降につい
て ▶

